国内環境政策

廃棄物処理・リサイクル 世界に展開

環境省 重点事業スタート

環境省は2011年度の重点事業として廃棄物リサイクル関連産業（静脈産業）の海外展開支援を進める。一方、国内の環境対策では今年6月に水質汚濁防止法の一部を改正する法律が成立。工場などを対象に地下水汚染の未然防止対策が強化されることになった。大気環境分野では二酸化窒素（NO_2）と浮遊粒子状物質（SPM）の対策継続に向けて総量削減基本方針を見直した。

静脈産業の進出支援

パッケージ輸出で活性化

企業に現地調査費用 交流組織を来月発足

環境省による国内静脈産業の海外展開支援事業が本格的にスタートした。日本の優れた技術やノウハウ、経験を用いて、アジアを中心とする途上国の廃棄物問題の解決に貢献。処理装置やリサイクルシステムの輸出を通じ、国内経済の活性化にもつなげる取り組みだ。

世界全体の廃棄物発生量は、途上国の経済成長を背景として増加傾向にある。廃棄物工学研究所（東京都港区）は、50年の全世界の廃棄物量は10年比2・1倍の223億トンに増えると試算する。

途上国においても環境保全と経済成長の両立が求められる中、日本の廃棄物処理・リサイクル技術にかかる期待は大きい。技術を保有する企業にとっても海外展開は大きなビジネスチャンスとなる。

こうした状況を踏まえ、同省は11年度の重点施策の一つに国内静脈産業の海外展開支援事業を盛り込んだ。まず実施したのが、海外展開を計画する企業に対する調査費用の支援。具体的には対象地域の現状把握や廃棄物の性状分析、採算性の評価など海外展開に備えた実現可能性調査の費用と、現地の関係者を交えた意見交換会（ワークショップ）の開催費用を同省が支援するもので、5月末に支援プロジェクト7件を選定した。

7件のうち、JFEエンジニアリング（東京都千代田区）や住友商事などが参加するプロジェクトは、マレーシアのクアラルンプール首都圏で都市ゴミを活用した再生可能エネルギー発電事業を計画。DOWAエコシステム（同）などが参加するプロジェクトは、タイのバンコク周辺で発生する廃棄物の集中中間処理設備事業に取り組む。三井金属は電子スクラップからの銅・貴金属リサイクルの前処理事業を香港で展開する計画だ。

調査費支援事業に続いて同省が取り組むのが、静脈産業に関係する企業や自治体、関係団体、有識者らが参加する情報交換の場の創成。「静脈産業海外展開促進フォーラム」と命名し、8月3日に東京都内で設立総会を開く。

具体的にはフォーラム会員として廃棄物処理・リサイクル事業者や処理装置メーカー、商社、コンサルティング会社などの参加を想定。海外展開の優良事例や課題の共有を通じて事業の促進を目指す。

こうした産学官連携組織設立の背景には、各社・団体が持ち寄った技術やノウハウ、情報を組み合わせて、パッケージ化した形での輸出につなげる狙いもある。仮に技術の輸出に成功しても、現地の国や自治体に廃棄物を回収・処理する制度が存在せず、担当する人材もいない状況ではせっかくの技術も生かされない。

11年版の環境・循環型社会・生物多様性白書も、静脈産業の海外展開について「技術だけでなく技術を生かすシステム、人材育成、法制度や諸計画の整備など廃棄物処理システムの総合的な導入を図ることが大切」と指摘。パッケージ輸出の重要性を説いている。

廃棄物・リサイクル施策に関するアジア諸国との意見交換の場として、同省が中心となり09年に設立した「アジア3R推進フォーラム」も、パッケージ輸出を見据えた戦略の一環。高度経済成長期以降の廃棄物問題を克服してきた日本の経験を伝え、各国の3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化）戦略づくりを支援している。

今回、日本国内にも産学官連携組織が誕生することで、海外との情報交換のパイプが一層強化され、静脈産業の海外展開に弾みが付くことが期待される。

環境省　11年度静脈産業の海外展開促進のための実現可能性調査等支援事業の採択案件

主提案者	主な共同提案者	内　容
イー・アンド・イーソリューションズ	DOWAエコシステム	タイ・バンコク周辺発生廃棄物の集中中間処理設備プロジェクト
EJビジネス・パートナーズ	エイト日本技術開発	フィリピン・イサベラ州での固形廃棄物の広域収集・エネルギー回収・衛生埋め立て事業
市川環境エンジニアリング	日本環境コンサルタント	ベトナムでの再生燃料製造販売事業、再生燃料製造システム販売事業
NTTデータ経営研究所	エコマテリアル、北九州市、山九	中国・天津での廃プラスチックのマテリアルリサイクル事業
JFEエンジニアリング	住友商事、佐野環境都市計画事務所	マレーシア・クアラルンプールでの都市ゴミによる再生可能エネルギー発電プラント建設・運営事業およびリサイクル社会形成に向けての提言
日本環境設計		インド・グジャラート州での携帯電話を中心とする小型家電などリサイクル事業
三井金属		香港での電子スクラップからの銅・貴金属リサイクル前処理事業

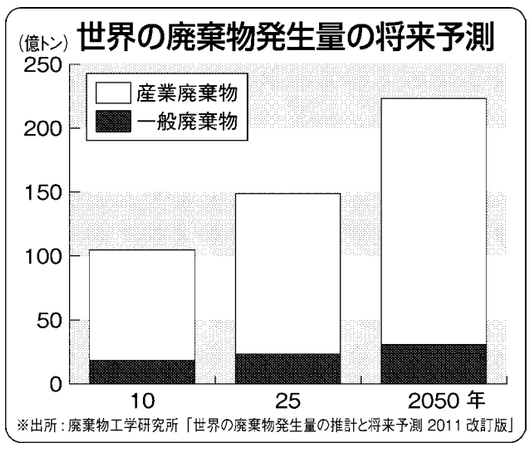

※出所：廃棄物工学研究所「世界の廃棄物発生量の推計と将来予測 2011 改訂版」

国内、将来に向け法改正

地下水の汚染防止

有害物質の使用・貯蔵

事前届け出や点検を厳密化

地下水汚染を未然に防ぐことを目的とした水質汚濁防止法の一部を改正する法律が国会で可決、成立し11年6月22日に公布された。

法改正は工場などで稼働する設備の劣化や誤った作業方法で有害物質が漏れ、地下水が汚染されるのを未然に防ぐのが狙い。有害物質を使用する施設や貯蔵施設の設置者に都道府県への事前の届け出と定期点検の実施、点検結果の記録と保存を義務付けた。

地下水汚染を防ぐための基準を環境省が制定。同基準を順守していない施設に対して都道府県が改善命令を下せるようにした。改正法の施行日は公布の日から1年以内としている。

地下水は都市用水の約25%を占める重要な淡水資源。しかしトリクロロエチレンなどの有害物質の漏えいによる地下水汚染事例が毎年確認され、住民が使う井戸水から汚染が検出された例も出てきた。こうした汚染はほとんどの場合、工場などにおける有害物質使用・貯蔵設備の老朽化や、従業員の作業ミスによる漏えいが原因とされている。地下水は移動経路が複雑なため汚染の原因者を特定するのが困難で、一度汚染されると回復が難しい。そのため法改正により汚染の未然防止策を強化する必要があると判断した。

車の排ガス対策

NO_2とSPM 新方針で目標策定

政府は11年3月25日に「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に基づく総量削減基本方針の変更を閣議決定した。

新方針は20年度までに対策地域全体でNO_2とSPMの大気環境基準を確保するとの総量削減目標を設定。

特に大気汚染状況を自動測定機などで常時監視する測定局では、15年度までに環境基準を達成するように最善を尽くすとした。

旧方針は10年度までにNO_2とSPMの環境基準をおおむね達成することを目標としていた。

測定局におけるこれらの物質の環境基準達成率はここ数年継続して90%を上回っており、環境省は「旧目標は実現できた」と評価している。

一方で、NO_2は大都市圏の自動車排出ガス測定局を中心に環境基準を達成していない測定局が存在。SPMも年度によって達成状況が変動しており、両物質とも環境基準を継続的・安定的に達成するためには、11年度以降も目標を設定し対策を継続する必要があると結論付けた。

新方針の目標策定にあたっては、汚染の広がりも考慮。対策地域全体での環境基準達成を念頭に入れた目標内容とした。

二酸化窒素の環境基準達成局の分布

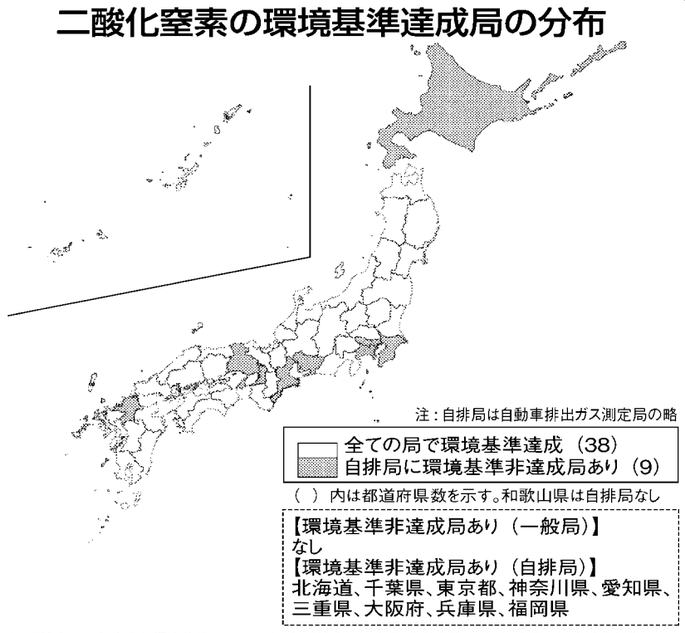

出所：環境省「09年度大気汚染状況について（一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の測定結果報告）」から